

親子関係の再構築支援について

(1) 親子関係再構築支援の必要性

- 「児童虐待防止法」に基づき、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護や支援、保護者の支援が行われている。
- 児童相談所は、子どもが入所する施設のファミリーソーシャルワーカーと協働し、施設入所措置中の子どもの家庭復帰を図るに当たって、虐待の再発防止のため、保護者に対して、子どもへの接し方や生活環境の改善等の指導を行っているが、施設措置解除後に、虐待が再発した事例も生じている。
- 平成16年の児童虐待防止法の改正では、保護者に対する親子の再統合の促進等への配慮に関して国や地方公共団体の責務として位置付け、平成19年の児童虐待防止法の改正では、指導勧告に従わない場合の措置についての規定や、措置解除する際には保護者指導の効果等を勘案することなど、保護者への指導・支援の強化がなされた。
- 介入により親子分離した子どもの親子関係の修復は、多様で複雑な課題を抱えている。虐待を否認していたり、児童相談所との対立がある場合も多く、困難さがある。また、不適切な養育を受けた子どもは保護者との愛着形成に課題があり、社会適応の難しさがあるとの指摘がある。
- 今後の課題としては、
 - ①保護者支援プログラムの開発・普及
 - ・ソーシャルワーク的手法の工夫や、既存の保護者支援のプログラムを活用している児童相談所や施設等もあるが、今後、効果的なプログラムの開発・普及が必要。
 - ②関係機関の連携
 - ・保護者への指導援助と傷ついている子どもへの援助について、児童相談所と施設が共通の理解と評価を基に家庭復帰を支援しなければならない。施設のファミリーソーシャルワーカーとの協働。
 - ③養育者のスキルの向上
 - ・親子関係の再構築には、安定した環境における愛着形成が重要である。また、養育者の養育スキルの向上が必要である。

(参考) 保護者指導に関する児童虐待防止法等の改正経緯

(1) 平成16年児童虐待防止法改正

①国及び地方公共団体の責務等（法第4条第1項関係）

- ・児童虐待の予防及び早期発見、迅速、かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うよう、国や地方公共団体は必要な体制の整備に努めなければならないとされた。

②児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条第1項関係）

- ・児童虐待を行った保護者について、児童福祉法第27条第1項第2号の規定により行われる指導は、親子再統合への配慮等の下に適切に行われなければならないことが規定された。

(2) 平成16年児童福祉法改正

①家庭裁判所の承認を得て行う措置の有期限化（児福法第28条第2項関係）

- ・28条措置の期間は2年を超えてはならないが、保護者に対する第27条第1項第2号の指導措置の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

②保護者の指導に関する家庭裁判所の勧告等（児福法第28条第5項及び第6項関係）

- ・28条措置に係る更新審判において、家庭その他の環境調整を行うため、保護者に対して児童相談所が行う指導措置について、家庭裁判所が報告等を求める仕組みを導入。

(3) 平成19年児童虐待防止法改正

①児童虐待を行った保護者に対する指導（法第11条関係）

- ・児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、一時保護、強制入所措置などその他必要な措置を講じることとされた。（第4項）
- ・児童虐待を行った保護者が保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求をおこなうものとされた。（第5項）

②施設入所等の措置の解除（法第13条関係）

- ・措置解除に当たっては、保護者に対し採られた指導等措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないとされた。

③現場における保護者指導が行われるよう、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号通知）を発出

(2) 児童相談所の取り組み

保護者への指導・支援の考え方（「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」より）

- ・ 援助方針会議で児童や保護者のアセスメントを踏まえ、在宅・施設入所措置等（28条措置含む）を決定する。
- ・ 保護者に対する指導・支援は子どもの最善の利益を保障するために実施する。
- ・ 保護者から一時的に分離された場合であっても、児童の福祉にかんがみ家庭復帰ができるのであれば、それが最も望ましい。
- ・ 「良好な家庭的環境」を目指しつつ、家庭に戻ることを望ましくない場合は、保護者と一定の距離を置く。

施設入所措置がとられている児童に係る保護者支援

- ①保護者に対して児童への援助内容や保護者の行動改善に向けた援助内容に関して説明、同意を得るよう努める。
- ②保護者援助は援助方針や自立支援計画に基づき実施する。
（例）親子関係の再構築のため、定期的通所や定期的面会、保護者支援プログラムの実施など
- ③児童福祉施設に対して具体的な援助内容を示し、面会、外出、外泊を段階的に実施する。
- ④児童福祉施設と協働し、援助の評価を行い、家庭復帰を検討する。
- ⑤家庭復帰を行う場合には、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、地域の関係機関における援助体制を組織する。
- ⑥家庭復帰後も一定期間（少なくとも6ヶ月程度）児童福祉司指導等で支援する。

児童相談所の保護者支援の事業

①カウンセリング強化事業

地域の精神科医等の協力を得て、保護者等に対して心理的側面等からのケアを行うなど家族の養育機能の再生・強化への取り組み
（内容）カウンセリング促進事業、家族療法事業、ファミリーグループカンファレンス事業、宿泊型事業

②保護者指導支援事業

保護者指導支援員を配置し、施設長期入所児童の親に対して改善へ向かうよう、児童福祉司と連携し、家庭復帰への取組強化

③特定の指導・援助プログラムやソーシャルワークを基にした児相独自、又は、既存プログラムとの折衷的手法の活用

コモンセンス・ペアレンティング、サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ、MY TREEペアレンツプログラムなどの既存プログラムの実施や実施する団体等の連携

(3) 児童福祉施設における保護者支援

ファミリーソーシャルワーカーの役割

- ・平成11年乳児院、平成16年から、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置。
- ・保護者への早期家庭復帰の相談支援、家庭復帰後の相談支援、退所後の子どもの継続した生活支援、里親委託促進、養子縁組推進 地域の子育て家庭に対する育児不安解消等の相談支援、要保護児童対策協議会等への参画、施設職員への助言・指導及び処遇会議の出席、児童相談所等関係機関との連絡・調整など。

心理療法担当職員の役割

- ・平成11年児童養護施設、平成13年乳児院、母子生活支援施設、平成18年児童自立支援施設に配置。
- ・虐待による心理的外傷のため心理療法を必要とする児童や保護者に心理療法を行う。

家族療法事業 (実施施設数 H21年度：110ヶ所 H22年度：121ヶ所)

- ・平成6年情緒障害児短期治療施設、平成18年乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に拡充。
(措置費の施設機能強化推進費)
- ・施設に入所している児童とその家族で施設長が必要と認めたもの、在宅の児童とその家族で児童相談所が必要と認めたものを対象に行う。
- ・3ヶ月から6ヶ月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行い、心理療法担当職員の心理的な関わりと児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援する。

(4) 保護者支援プログラムについて

保護者支援プログラムには、例えば、次のようなプログラムが行われている。

○コモンセンスペアレンティング

アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」の行動アプローチを基本としたペアレンティング・トレーニングのプログラム。

暴力や暴言を使わずに、子どもの問題行動に今までと違う方法で対処し、子どもと保護者の関係を改善するなど、子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す。「分かりやすいコミュニケーション」「効果的な誉め方」「落ち着くヒント」などの基本的なプログラムを6回実施する。プログラムはテーマ毎にビデオによるモデルで学び、参加者によるロールプレイと話し合いを行うまた、コモンセンスペアレンティングのトレーナー養成講座が開催されている。

○OMY TREEペアレンツプログラム

虐待をしている親の回復支援プログラムでエンパワメントの考え方に基づいて開発。

参加者が「まなび」「話す」などで感情を言葉にすることにより自信を取り戻す。問題解決力とは、対立を乗り越えるためのスキル（技術）を獲得。10人程度の固定グループで1クール15回実施。

○サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ

オーストラリアの児童保護の現場から生まれた。

リスク（心配）だけでなく、セイフティ（安心）を取り上げ、家族と子どもが安全な生活を築くためのアプローチ。家族の安全と強みに着目し、家族との協力関係を構築する実践方法。

○Nobody's Perfect

カナダで開発された親に対する人間的信頼とサポートに基づいた「親支援プログラム」。

親が10人前後のグループとなり、ファシリテーター(facilitator)の側面援助のもと、参加者を中心に、安心して、相互に知恵と体験を出し合い、自らの力で問題を解決する。乳幼児(0～5歳)を養育中の親を対象に、1回2時間程度のセッションを週1回、6週間から8週間実施。